61. 西風新都石内上中地区 地区計画

決 定 平成 25 年 9 月 30 日 広島市告示第 418 号 最終変更 平成 30 年 4 月 1 日 広島市告示第 173 号 (西風新都計画誘導型「まちづくりタイプ」)

	D ≤h-	西風新都石內上中地区 地区計画
	名	
	位置	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部
	面積	約2.4 h a
	地区計画の目標	石内上中地区は、広島市の北西部で新たな都市機能の集積拠点として整備されている 西風新都の中にあって、石内地区のほぼ中央に位置し、豊かな田園環境の中に幹線道路 の利便性を兼ね備えた地区である。 本地区は、「活力創造都市"ひろしま西風新都"推進計画 2 0 1 3」において「計画 誘導地区」と位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を積極的に活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。また、地域住民等によって策定された「石内まちづくり基本構想」及び「石内まちづくり計画」においても、地区計画 制度を利用しながら、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。 このため、本地区の土地所有者等が勉強会やワークショップによる検討を重ね、地区計画を策定することにより、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図ろうとするもので
		ある。
区域の	土地利用の方針	沿道環境や景観の改善等を進めるとともに、幹線道路を生かした沿道にふさわしい土 地利用を進める。
整備、	地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、既存の道路を有効に活用しながら、安全で快適な環境や景観の確保に努める。
開発及び保全に関する方針	建築物等の整備の方針	建築物等について次のような事項を定めることにより、良好な市街地環境の形成と安全で快適な地区環境の保全・創出を図る。 1 建築物等の用途の制限 2 建築物の容積率の最高限度 3 建築物の建蔽率の最高限度 4 建築物の高さの最高限度 5 壁面の位置の制限 6 建築物等の形態又は意匠の制限 7 垣又は柵の構造の制限 なお、建築基準法第62条に定める準防火地域内の建築物を建築することにより、本地区の不燃化と防災力の向上を図る。
	その他当該地区の整備、 開発及び保全の方針	屋外広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に定めるものをいう。)に光源を設ける場合は、まぶしさを防止する対策を図るなど周辺の環境に配慮する。

				//关₩□ Λ	次某₩≧ D
地区	建築物	地区	名称	沿道地区 A (近隣商業地域)	沿道地区 B (市街化調整区域)
整備	等に	区分			
			面積	約2.3 h a	約0.1ha
区整備計画	寺に関する事項	建 築物σ 制限		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎(店舗等に附属するものを除く。) 6 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの(鉄筋コンクリート造等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。) 8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 9 倉庫業を営む倉庫 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物 11 ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に定める建築物	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎(店舗等に附属するものを除く。) 6 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(鉄筋コンクリート造等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。) 8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 9 倉庫業を営む倉庫 10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る建築物 11 ナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令で定めるものナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令第130条の7の3に定める建築物 12 建築基準法別表第2(り)項に掲げるもの
		建築物の の最高限		_	10分の20
		建築物の の最高限		_	10分の7
		建築物の最高限度			1 建築物の各部分の高さは、次に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの (2) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、建築物の高さが31メートルを超える部分を有するものにあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たものに、31メートルを加えたもの 2 前面道路の境界線から後退した建築物に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「前面道路の反対側の境界線」とあるのは、「前面道路の反対側の境界線」

地	建		から当該建築物の後退距離(当該建築物(地
区整備計	築物		盤面下の部分又は建築基準法施行令第13
備	等		0条の12第1号から第4号まで若しくは
計画	に関		第6号で定める部分を除く。) から前面道路
	す		の境界線までの水平距離のうち最小のもの
	る事		をいう。)に相当する距離だけ外側の線」と
	項		する。
			3 建築物の敷地が2以上の道路に接し、又
			- は公園、広場、水面その他これらに類する
			ものに接する場合、建築物の敷地とこれに
			接する道路若しくは隣地との高低差が著し
			い場合その他特別の事情がある場合におけ
			る第1項及び第2項の規定の適用の緩和に
			関する措置は、建築基準法施行令第132
			条から第135条の3に定めるところによ
			る。
			4 第1項第2号の規定による高さの算定に
			ついては、地盤面からの高さによる。
			5 第1項第1号の規定及び建築基準法施行
			令第130条の12の規定による高さの算
			定については、前面道路の路面の中心から
			の高さによる。
			6 第1項に規定する建築物の高さには、階
			日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			他これらに類する建築物の屋上部分の水平
			投影面積の合計が当該建築物の建築面積の
			8分の1以内の場合においては、その部分の
			高さは、12メートルまでは、当建築物の高
			さに算入しない。
		壁面の位置の制	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線(隅切部分を除く。)及び隣
		限	地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。
			2 前項の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。
			(1) 簡易な構造の自動車車庫
			(2) ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分
			(3) 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するも
			\mathcal{O}
			イ 軒の高さが 2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であ
			ること
			ロ 当該部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平
			投影の長さで除した数値が5分の1以下であること
			(4) 巡査派出所
			(5) 公衆電話所
			(6) 建築基準法施行令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの
			(7) 門又は塀
			(8) 前各号に掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの
			3 当該地区計画の決定の際現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物が第1項の規定に適合しない場合においては、当該建築物に対して、第1項
			の規定は適用しない。
			4 前項の規定により第1項の適用を受けない建築物に増築をする場合においては、増築 をする部分が第1項及び第2項までの規定に適合する場合に限り、当該建築物に対し
			て、第1項の規定は適用しない。
			5 第3項の規定により第1項の適用を受けない建築物に修繕又は模様替をする場合に
1			はいては、火井傍場に出して、傍れ塔の担内は笠田しかい。

おいては、当該建築物に対して、第1項の規定は適用しない。

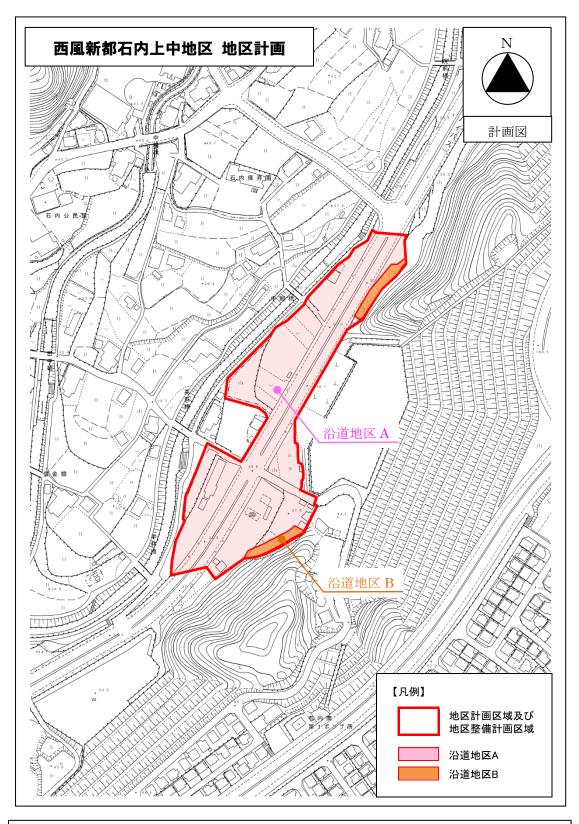
世 建	第2項、 、。 表示する
備 等 利用して表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。 計 に	表示する
画 関	表示する
第4項第3号、同項第4号及び同項第6号に規定するものはこの限りではない	表示する
	, -
事 (1) 目己の氏名、名称、店名者しくは商標又は目己の事業者しくは宮業の内容を	
項 ため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場又は車両、船舶等に表示す	る広告物
又はこれを掲出する物件	
(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基	づき表示
する広告物又はこれを掲出する物件	
(3) 屋上又は屋根の上に広告物の掲出を主たる目的として独立して設けるもの	
2 当該地区計画の決定の際現に存する屋外広告物又は現に工事中の屋外広告	物が前項
の規定に適合しない場合においては、当該屋外広告物に対して、前項の規定は	適用しな
ν _°	
3 前項の規定により第1項の適用を受けない屋外広告物が存する敷地で、建	築物の建
築、修繕又は模様替をする場合においては、当該屋外広告物に対して、第1項	の規定は
適用しない。	
垣又は柵の構造 1 道路に面して設ける垣又は柵は、次の各号に掲げる構造のいずれかとする。	ただし、
の制限 門柱又は公共公益施設にあって安全上やむを得ないものについてはこの限りて	ない。
(1) 生け垣	
(2) 網状その他これに類する形状のもので、開放性を著しく妨げないもの	
(3) 地盤面からの高さが1. 2メートル以下のもの	
2 当該地区計画の決定の際現に存する垣若しくは柵又は現に工事中の垣若し	くは柵が
前項の規定に適合しない場合においては、当該垣又は柵に対して、前項の規定	は適用し
ない。	
3 前項の規定により第1項の適用を受けない垣又は柵が存する敷地で、建築物	7の建築、
修繕又は模様替をする場合においては、当該垣又は柵に対して、第1項の規定	は適用し
ない。 ない。 「▽城及び町▽東借計画の▽城は、計画図表示のレセカー	

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由(都市計画法施行規則第9条第3項に規定する当該都市計画を定めた理由)

当該地区は、「活力創造都市"ひろしま西風新都"推進計画 2 0 1 3」において「計画誘導地区」と位置付けられ、地域住民が主体となって地区計画制度等を積極的に活用し、計画的な魅力あるまちづくりを行う地区とされている。また、地域住民等によって策定された「石内まちづくり基本構想」及び「石内まちづくり計画」においても、地区計画制度を利用しながら、地域軸にふさわしい計画的な土地利用を促進することとされている。

石内地区のほぼ中央に位置し、豊かな田園環境の中に幹線道路の利便性を兼ね備えた立地特性を生かすとともに、計画的で魅力ある市街地環境の形成を図るため、地区計画を定めるものである。



※ この計画図は、都市計画法に基づいて定められた地区計画の概ねの区域や区分等を表示した概要計画図です。 詳細をお知りになりたい場合は、市役所 都市整備局 都市計画課又は所轄区役所 建築課にある縦覧用の計画 図 (都市計画の図書) をご覧ください。